

鈴鹿市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法に定めのあるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 審査機関 法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。
- (2) 登録住宅性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項の登録住宅性能評価機関をいう。
- (3) 登録住宅型式性能認定等機関 品確法第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関をいう。
- (4) B E L S 一般社団法人住宅評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度をいう。
- (5) B E L S 評価機関 建築物に係るエネルギー消費性能の評価及び表示を行う第三者機関である評価業務実施機関として一般社団法人住宅性能評価・表示協会に登録されている機関をいう。

(審査機関による技術的審査)

第3条 法第34条第1項（法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請（以下「向上計画認定申請」という。）をしようとする者は、当該認定申請を行う前に、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、審査機関による技術的審査を受けることができる。

2 法第41条第1項の規定による認定の申請（以下「表示認定申請」という。）をしようとする者は、当該認定申請を行う前に、当該建築物が法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることについて審査機関による技術的審査を受けることができる。

(計画書等の提出部数)

第4条 省令第1条第1項又は省令第2条第1項（省令第7条において準用する場合を含む。）の計画書、省令第12条第1項又は第3項（省令第14条において準用する場合を含む。）の届出書及び省令第23条第1項、省令第27条又は省令第30条第1項の申請書の提出部数は、正本及び副本各1通とする。

(添付図書)

第5条 省令第1条第1項、省令第23条第1項、省令第24条の3第2項第1号又は省令第30条第1項の規定により市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 次の表の左欄に掲げる場合に並び、それぞれ同表の右欄に掲げる図書

ア 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物に住宅部分が含まれる場合であって、B E L S 評価機関によって建築物のエネルギー消費性能に関する評価を受けた場合	当該B E L S 評価機関が交付したB E L S に基づく評価書（建築物全体が建築物エネルギー消費性能基準に適合しているものに限る。）の写し
イ 第3条第1項の規定により向上計画認定申請を行う前に審査機関の技術的審査を受けた場合	当該審査機関が交付した建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合している旨の適合証、適合証の写し（この場合においては、適合証を申請書の副本、適合証の写しを申請書の正本に添付して提出するものとする。）及び審査機関が技術的審査に要した図書（技術的審査を受けた旨を証するものに限る。）

ウ 向上計画認定申請に係る建築物が、登録住宅性能評価機関の評価を受けた住宅又は住宅の部分を含む建築物である場合	当該登録住宅性能評価機関が交付した品確法第6条第1項に基づく設計住宅性能評価書の写し（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5（法施行時に現に存する建築物の住宅部分にあつては、一次エネルギー消費量等級4又は等級5）に適合しているものに限る。）
エ 向上計画認定申請に係る建築物が、BELS評価機関によって建築物のエネルギー消費性能に関する評価を受けた場合	当該BELS評価機関が交付したBELSに基づく評価書（法第35条第1項第1号に基づく基準に適合した評価を受けたものに限る。）の写し
オ 向上計画認定申請に係る建築物が、登録住宅型式性能認定等機関による住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅の部分を含む建築物である場合	当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書の写し
カ 法第35条第2項（法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出を受けた場合であつて、当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項本文の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を要する場合	建築基準法第18条の2第1項の規定により知事が構造計算適合性判定を行わせることとした者が交付した適合判定通知書の写し
キ 第3条第2項の規定により表示認定申請を行う前に審査機関の技術的審査を受けた場合	当該審査機関が交付した建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の適合証、適合証の写し（この場合においては、適合証を申請書の副本、適合証の写しを申請書の正本に添付して提出するものとする。）及び審査機関が技術的審査に要した図書（技術的審査を受けた旨を証するものに限る。）
ク 表示認定申請に係る建築物が、法第35条第2項の規定による申出を行い、認定を受けた建築物である場合	法第35条第1項に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し
ケ 表示認定申請に係る建築物が、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素法」という。）法第54条第1項に基づく認定を受けた建築物である場合	低炭素法第54条第1項に基づく低炭素建築物新築等計画認定通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し
コ 表示認定申請に係る建築物が、登録住宅性能評価機関の評価を受けた住宅又は住宅の部分を含む建築物である場合	当該登録住宅性能評価機関が交付した品確法第6条第3項に基づく建設住宅性能評価書の写し（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4又は等級5（法施行時に現に存する建築物の住宅部分にあつては一次エネルギー消費量等級3、等級4又は等級5）に適合しているものに限る。）
サ 表示認定申請に係る建築物が、BELS評価機関によって建築物のエネルギー消費性能に関する評価を受けた場合	当該BELS評価機関が交付したBELSに基づく評価書（建築物エネルギー消費性能基準に適合した評価を受けたものに限る。）の写し
シ 表示認定申請に係る建築物が、登録住宅型式性能認定等機関による住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は	当該登録住宅型式性能認定等機関が交付した住宅型式性能認定書の写し

住宅の部分を含む建築物である場合	
------------------	--

(2) 代理者により法第12条第1項若しくは第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出，法第13条第2項若しくは第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の通知，法第19条第1項前段の規定による届出，法第20条第2項の規定による通知，向上計画認定申請又は表示認定申請を行う場合にあっては，当該代理者に委任することを証する書類

(3) 前2号に掲げるもののほか，市長が必要と認める図書

2 省令第1条第1項（省令第7条において準用する場合も含む。），省令第12条第1項，省令第13条の2第3項又は省令第23条第1項の付近見取図は，都市計画法第11条に規定する都市施設が記入されている縮尺2,500分の1の図面とする。

3 省令第1条第3項，省令第23条第3項又は省令第30条第3項の規定により市長が不要と認める図書は，次に掲げるものとする。

(1) 次の表の左欄に掲げる場合に応じ，同表の右欄に掲げる図書

ア 第5条第1項第1号の表のアの右欄に掲げるBELS評価機関が交付したBELSに基づく評価書の写しを添付した場合	省令第1条第1項の表の(イ)項に掲げる各種計算書(BELS評価機関が交付したBELSに基づく評価を受けた住宅部分に限る。)
イ 向上計画認定申請又は表示認定申請に係る建築物が，登録住宅型式性能認定等機関による住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅の部分を含む建築物で，同機関が交付した住宅型式性能認定書の写しを添付した場合	向上計画認定申請又は表示認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち，当該住宅型式性能認定書において，住宅性能評価（品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価をいう。）の申請において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書

(2) 前号に掲げるもののほか，市長が不要と認める図書

(取下げ届)

第6条 法第12条第1項若しくは第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は法第13条第2項若しくは第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の通知をした者が，当該提出又は通知に係る処分があるまでに当該提出又は通知を取り下げようとする場合は，取下げ届（第1号様式）の正本及び副本各1通を市長に提出しなければならない。

2 向上計画認定申請又は表示認定申請をした者が，当該認定申請に係る処分があるまでに当該認定申請を取り下げようとする場合は，認定申請取下げ届（第1号様式の2）の正本及び副本各1通を市長に提出しなければならない。

3 省令第11条の規定による軽微な変更該当していることを証する書面の交付を求める申請をした者が，当該申請に係る処分があるまでに当該申請を取り下げようとする場合は，第1項の取下げ届の正本及び副本各1通を市長に提出しなければならない。

4 前3項の場合において，市長に提出された建築物エネルギー消費性能確保計画又は申請書の正本及びその添付図書は，返却しないものとする。

(認定しない旨の通知)

第7条 市長は，向上計画認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認めた場合は，認定しない旨の通知書（第2号様式）により認定申請をした者に通知するものとする。

2 市長は，表示認定申請に係る建築物が，建築物エネルギー消費性能基準に適合しないと認めた場合は，認定しない旨の通知書（第3号様式）により認定申請をした者に通知するものとする。

(取りやめ届)

第8条 法第36条の認定建築主（以下「認定建築主」という。）は，認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の新築等を取りやめようとする場合は，取りやめる旨の申出書（第4号様式）の正本及び副本各1通を市長に提出しなければならない。

(軽微な変更の届出)

第9条 認定建築主は，省令第26条の軽微な変更をしたときは，軽微な変更届出書（第5号様式）の正本及び副本各1通を市長に届け出なければならない。

(軽微な変更に関する証明)

第9条の2 省令第11条又は省令第29条の規定により軽微な変更該当していることを証する書面の交付を求める者は、軽微な変更該当している旨の証明交付申請書(第6号様式)の正本及び副本各1通に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に申請するものとする。

(1) 省令第3条の軽微な変更該当するものとして申請する場合 省令第1条第1項に規定する図書(変更に係る部分に限る。)

(2) 省令第26条第2号の軽微な変更該当するものとして申請する場合 省令第23条第1項又は省令第24条の3第2項に規定する図書(変更に係る部分に限る。)

2 市長は、前項の規定による申請が省令第3条又は省令第26条に規定する軽微な変更該当すると認めた場合は、軽微な変更該当証明書(第7号様式)により当該申請をした者に交付するものとする。

(記載事項等の変更)

第9条の3 建築主は、省令第4条第1項第1号の規定による適合判定通知書又は省令第3条の軽微な変更該当するものとして前条第2項の規定による軽微な変更該当証明書の交付を受けた建築物の工事が完了する前に、建築主の住所又は氏名若しくは名称等を変更した場合は、記載事項等変更届(第8号様式)により市長に届け出なければならない。

2 認定建築主は、省令第25条第1項の規定による認定の通知又は省令第26条第2号の軽微な変更該当するものとして前条第2項の規定による軽微な変更該当証明書の交付を受けた建築物の工事が完了する前に、認定建築主の住所又は氏名若しくは名称等を変更した場合は、前項の記載事項等変更届により市長に届け出なければならない。

(完了の報告)

第10条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の新築等が完了した場合は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の新築等が完了した旨の報告書(第9号様式)に次の各号に掲げる図書を添えて速やかに市長に提出しなければならない。ただし、法第35条第8項の規定に基づくときは、この限りでない。

(1) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が行われた旨の確認書(第10号様式)の写し

(2) 建築基準法第7条第1項又は同法第7条の2第1項の規定による完了検査を要する場合にあっては、検査済証の写し。ただし、法第35条第2項の規定による申出を行う場合を除く。

(3) 外壁、床及び屋根の断熱工事を行った場合にあっては、断熱材の施工状況が確認できる写真

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 前項第1号に規定する確認書は、建築士法(昭和25年法律202号)第2条第8項に規定する工事監理を行った建築士が記載するものとする。ただし、これにより難しい場合は、建築基準法第2条第18号に規定する工事施工者が記載するものとする。

(状況報告)

第11条 法第37条の報告は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の新築等の状況報告書(第11号様式)により行うものとする。

2 法第43条第1項の報告は、基準適合認定建築物の状況報告書(第12号様式)により行うものとする。

(改善命令)

第12条 法第38条の規定による改善命令は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に関する改善命令書(第13号様式)により行うものとする。

(認定の取消しの通知)

第13条 市長は、法第39条の規定により認定を取り消したときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定取消し通知書(第14号様式)により認定建築主に通知するものとする。

2 市長は、法第42条の規定により認定を取り消したときは、基準適合認定建築物に係る認定取消し通知書(第15号様式)により基準適合認定建築物の所有者に通知するものとする。

(適用除外)

第14条 第6条、第9条の2及び第9条の3の規定は、市長が法第15条第1項の規定により建築物エ

エネルギー消費性能適合性判定を行わせることとした登録建築物エネルギー消費性能判定機関に係る判定の業務には適用しない。

附 則（平成29年3月31日規則第42号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年11月15日規則第28号）

この規則は、令和元年11月16日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に改正前の鈴鹿市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の規定に基づいて調製した様式で現に残存するものは、この規則の施行の日以後においても、当分の間、所要の修正をして、なお使用することができる。

附 則（令和4年9月30日規則第47号）

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日規則第15号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月22日規則第6号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。